

訴訟の和解について

1. 裁判所から和解案の提示

平成28年8月8日に本件訴状を提出し、6回の裁判期日の中で双方の主張や証拠などを確認された後、平成29年5月26日に裁判所から議案書記載の内容のとおり和解案の提示があった。

2. 裁判所が和解案を提示する理由

本件において提出された証拠からは、交野市と交野病院との間の随意契約による土地売買は、交野病院が当該土地に病院を建設し、同病院に産婦人科等を開設することを前提としていたと認められる。

その後、諸事情から交野病院において、その前提が実現していないことには争いが無いことから、本件紛争の解決にあたっては、交野病院は交野市に対し、一定の解決金を支払うのが相当と考える。

そして、解決金の額については、交野病院が医療体制の充実として提案した産婦人科の開設、検診部門の充実、脊椎センターの開設及び人工透析のベッド増床の4項目のうち、産婦人科開設以外の3項目はほぼ達成されており、交野病院は既に交野市における中核病院として医療行政に寄与していること、交野病院の経営状況が厳しい状況にあること、産婦人科医等のスタッフの確保が客観的に困難な状況にあること、交野病院が今後も継続的に産婦人科の開設に向けて努力することを表明していることなどの事情を総合的に考慮すると、請求金額の約4分の1である3600万円とするのが相当と考える。

3. 顧問弁護士の見解

- 本件においては、産婦人科の開設を前提としての土地売買であったことは裁判所も認められているところであるが、それが履行されていないことに対する違約金として、土地売買契約書の違約金条項の最高額である1億4550万円が妥当なものかは、裁判所の裁量による判断にかかわるところであり、裁判所が上記諸事情を総合考慮して3600万円が妥当とされた金額は、仮に判決を求めたとしても大きく変わらないとも考えられるところである。

○ 和解案においては、交野病院において、努力義務とは言え、産婦人科開設を今後も継続的に努力することを約束するとしており、このことは十分に評価すべきである。交野病院は、現時点においてその具体的なスケジュールは明らかにしえないとしており、現時点の状況よりしてそのことはやむを得ないと思われ、それがゆえに努力義務とされているのであるが、判決による決着を求めれば、判決では金額だけの認定でしかなく、このような条項は望めないことになり、その点からもこのような条項を入れての和解解決は望ましいところである。

○ 上記の点から、裁判所の和解案による和解に応じるのが相当と思料する。

4. 市の判断

裁判所から提示された和解案の内容において、産婦人科等を開設することを前提として随意契約による本件土地売買がなされたことが認められている。

また、交野病院は、市域の中核的な病院としての役割や本市の各種事業への協力など本市の医療行政に寄与しているとともに、今後も継続的に産婦人科の開設に向けて努力していくことを約束している。

これらのことに鑑み、顧問弁護士の見解なども踏まえ、訴訟を続けるよりも交野病院と早期に争いのない関係に戻し、より連携を図りながら医療行政を推進していくことが市民の利益増進につながるものと判断し、裁判所が提示した和解案をもって和解する。